

公益社団法人 日本放射線腫瘍学会 梅垣賞規程

(設置)

第1条 公益社団法人日本放射線腫瘍学会（以下「学会」という。）は、1993年に国際放射線腫瘍学会 阿部 光幸 会長から受け入れた特定使途寄附金を原資として、梅垣賞（以下「本賞」という。）を設ける。

(目的)

第2条 本賞は、学会誌・学術誌等に掲載された若手研究者による放射線腫瘍学に関する研究論文を対象とし、基礎的または臨床的に大きな意義が認められる論文、または将来展開の期待できる先駆的な論文を顕彰し、もって我が国における斯学の発展をはかることを目的とする。

(応募資格)

第3条 本賞に応募できる者（以下「応募者」という。）は、応募する論文の筆頭者で、応募締切時 40歳未満の、会員歴3年以上の正会員・准会員とする。

(応募論文の提出)

第4条 本賞に応募する論文は、審査前年の1月1日から12月31日までの間に発刊された学術誌に掲載されたものとする。応募対象は論文発行日を基準とし、「受理（accept）」通知の日付は考慮しない。オンライン版と印刷版の発行日が異なる場合は、オンライン版の発行日を優先する。学術誌はJRR誌に限定されない。

(応募方法)

第5条 応募者は毎年ホームページ等で公告された応募要領に則り、定められた期日までに必要書類を学会事務局まで提出するものとする。

2 応募に際し、正会員又は准会員1名の推薦を要し、この推薦人は代議員か否かは問わない。

(受賞者の決定等)

第6条 前条にて応募された内容につき、賞等推薦委員会にて予備審査を行い、理事会で受賞者を決定する。予備審査を行う賞等推薦委員の内、応募論文の共著者および応募者と所属施設を同じくする者は予備審査に加わることはできない。

2 受賞者は原則2名以内とし、相当する対象者がいない場合には、該当受賞者なしとする。

3 副賞は受賞者1名あたり30万円とする。

4 受賞者に対し、応募年の学術大会において表彰盾並びに副賞を授与するものとする。

5 受賞者は、応募年の学術大会において受賞講演を行うものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は理事会の議により行う。

附則

本賞の原資となった梅垣賞基金は公益法人法に則り、特定使途寄附金による事業に移行。
会計は公益社団法人日本放射線腫瘍学会に拠る。

1994年4月7日 制定

2025年1月17日 全面改訂